

5 相続税

5-1 課税状況

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の 数			
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額				
	人	千円	人	千円	人			
本 年 分	申 告 額	5,537	376,868,765	4,683	31,659,422	1,877		
	修正申告による増差額	142	1,868,212	237	437,877	101		
	更正による増差額	—	—	—	—	—		
	更正等による減差額	54	△ 677,927	70	△ 323,088	39		
	決 定 額	—	—	—	—	—		
	実 計	5,529	378,059,050	実 計	4,672	31,774,211	実 計	1,877
過 年 分	申 告 額	160	6,595,465	144	301,113	66		
	修正申告による増差額	1,256	17,696,901	1,846	3,646,043	714		
	更正による増差額	5	23,610	6	16,845	3		
	更正等による減差額	288	△ 2,851,681	365	△ 1,016,996	186		
	決 定 額	2	128,505	2	26,948	2		
	実 計	126	21,592,800	実 計	166	2,973,952	実 計	66
合 計	申 告 額	5,697	383,464,230	4,827	31,960,535	1,943		
	修正申告による増差額	1,398	19,565,113	2,083	4,083,919	815		
	更正による増差額	5	23,610	6	16,845	3		
	更正等による減差額	342	△ 3,529,608	435	△ 1,340,084	225		
	決 定 額	2	128,505	2	26,948	2		
	実 計	5,655	399,651,850	実 計	4,838	34,748,163	実 計	1,943

調査対象等：1 「本年分」は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

2 「過年分」は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(4) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	94	16,954	43	5,824	6	5,929
過 年 分	1,416	259,578	144	51,008	110	322,156
合 計	1,510	276,532	187	56,832	116	328,085

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」に同じ。